

兵庫県公報

平成25年8月6日 火曜日 第2515号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	3
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
○ 特定非営利活動促進法第53条第1項に基づく届出（県民生活課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同上（同）	6

告 示

兵庫県告示第1027号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年8月6日

兵庫県知事 井戸敏三

大名草土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	足立正行	丹波市青垣町大名草1298番地
同	山本淳一	同 市青垣町大名草1164番地1
同	山口光信	同 市青垣町大名草817番地1
同	足立宣和	同 市青垣町大名草789番地1
同	足立伸一	同 市青垣町大名草788番地2
同	足立裕和	同 市青垣町大名草701番地、701番地1
同	只克志	同 市青垣町大名草1172番地
同	杉本昌義	同 市青垣町大名草750番地1
同	足立勝之	同 市青垣町大名草798番地1
同	朝倉邦雄	同 市青垣町大名草898番地
監事	足立宏之	同 市青垣町大名草611番地1
同	田畑省三	同 市青垣町大名草773番地
同	朝倉一幸	同 市青垣町大名草821番地1

就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	大西幸雄	丹波市青垣町大名草730番地
同	山本惠三	同 市青垣町大名草1171番地3
同	衣川壽一	同 市青垣町大名草757番地1
同	足立正行	同 市青垣町大名草1298番地
同	衣川正人	同 市青垣町大名草1291番地

監 事 古 川 隆 雄 同 市青垣町大名草600番地
 同 富 田 桂 一 同 市青垣町大名草295番地 1



兵庫県告示第1028号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 平成25年 8 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
大名草土地改良区	平成25年 7 月19日



兵庫県告示第1029号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 住友電気工業株式会社伊丹製作所
 伊丹市昆陽北1丁目1番1号
 所長 近 藤 和 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 住友電気工業株式会社伊丹製作所
 伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	350L／分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 7 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
使用時において当該特定施設から	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	10～12	12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg／L)	10以下	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg／L)	120以下	120

排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	100以下	100
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	10以下	10
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	4以下	4
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (単位 mg/L)	1以下	1
使用時に於いて当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1.9	1.9

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 8月 6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第1030号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8月 6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年 7月29日から同年 9月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市東大物町2丁目ほか



兵庫県告示第1031号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8月 6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社延田エンタープライズ
代表者の氏名 延田 久武生
住所 大阪府八尾市北本町1丁目2番5号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) 123三木店
所在地 三木市別所町小林657番7他14筆
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 平成25年 8月 6日から同月19日まで

兵庫県告示第1032号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、朝来市和田山駅南土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 8 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間
 - 変更前 平成11年12月24日から平成26年 3 月31日まで
 - 変更後 平成11年12月24日から平成28年 3 月31日まで
- 2 変更認可の年月日
 - 平成25年 7 月23日

兵庫県告示第1033号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 8 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25西播位置 0003号	25. 7. 24	たつの市揖西町小神字芦原172番1の一部、 172番1地先里道	4. 50	33. 25

公 告

特定非営利活動促進法第53条第1項に基づく届出

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第53条第1項に基づく届出があったので、次のとおり公示する。

平成25年 8 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称 特定非営利活動法人ネットワーク太子の風
 - (2) 代表者の氏名 岡 部 正 和
 - (3) 主たる事務所の所在地 揖保郡太子町鵜1320番地 サンパーク 2 F
 - (4) 定款に記載された目的
 - この法人は、住民・民間・行政がともに助け合い、心温まる地域の実現を目指す事業を行うことにより、地域再生に寄与することを目的とする。
- 2 届出の内容 代表者の変更

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 8 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 やしろショッピングパーク
 所在地 加東市社字柿ヶ坪1128—1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	富村 義生
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋 克彦
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	恒田 満
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋 克彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	富村 義生
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋 克彦
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	村井 正平
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋 克彦
門脇 初子	加東市社767番地の2	
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	梅本 和典
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋 克彦
株式会社Z-FUSION	尼崎市額田町18番23号	村上 公嗣
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月8日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年6月30日ほか
- 5 届出年月日
平成25年7月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年8月6日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成25年12月6日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 8 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町島字東田97番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町島188番地
東 村 廣 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 3 月 6 日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－29号（24高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 8 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀1丁目2464番から2467番まで、2469番、2470番2、2470番3、2471番、2472番1、2473番、2474番1、2476番1、2500番42、2500番58
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市百合丘30番地の2
三幸殖産株式会社 代表取締役 福 島 順 史
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 6 月 17 日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－13－2号（24高砂）